

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	
○救急病院である旨の告示	(医療課) 961
○訓練手当等支給要綱の一部改正	(人づくり推進課) 〃
○京都府森林整備補助金交付要綱の一部を 改正する告示	(林務課) 962
公 告	
○一般競争入札の実施	(入札課) 〃
○ 〃	(医療課) 971

○平成30年度随時実施技能検定の実施	(人づくり推進課) 974
○府営土地改良事業計画の決定	(南丹広域振興局) 975
○都市計画用途地域の変更に係る図書の写 しの縦覧	(都市計画課) 976

公 安 委 員 会

○一般競争入札の実施	〃
------------	---

告 示

京都府告示第611号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成30年11月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認 定期限
医療法人財団康生会武田病院	京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町841の5	平 30.10.1	平 33.9.30
医療法人愛友会明石病院	〃 〃 西七条南衣田町93	30.10.14	33.10.13
医療法人回生会京都回生病院	〃 〃 中堂寺庄ノ内町8の1	〃	〃

京都府告示第612号

訓練手当等支給要綱（昭和50年京都府告示第338号）の一部を次のように改正する。

平成30年11月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

第1中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改める。

第3中「(公共職業安定所長)」を「(京都市内の公共職業安定所の長)」に改め、第3第6号中「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改め、「昭和41年労働省令第23号」の右に「。以下「省令」という。」を加え、第3第7号中「(児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより知的障害者と判定された者をいう。）」を削り、第3第8号、第9号及び第16号中「雇用対策法施行規則」を「省令」に改める。

別表第1中「別表第1」の右に「(第3関係)」を加え、同表の1中「両眼」を「視力の良い方の眼」に、「の和が0.08」を「が0.07以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁」に改める。

京都府告示第613号

京都府森林整備補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年11月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府森林整備補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府森林整備補助金交付要綱（平成14年京都府告示第643号）の一部を次のように改正する。

別表森林雪害緊急整備事業の項中「災害」を「雪害」に改め、同表に次のように加える。

森 林 災 害 緊 急 整 備 事 業	被害木整理	雪害以外の災害であって知事が別に定めるものによる森林の被害の復旧を目的として行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰並びにこれらの搬出集積に要する経費	補助対象事業費の10分の4	次のいずれかに該当するもの (1) 森林所有者 (2) 森林組合等 (3) 特定非営利活動法人等 (4) 森林所有者の団体 (5) 森林経営計画策定者
------------------------------------------------	-------	----------------------------------------------------------------------------------	---------------	--------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この告示は、平成30年11月2日から施行し、この告示による改正後の京都府森林整備補助金交付要綱の規定は、平成30年度分の補助金から適用する。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

平成30年11月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

- (1) 調達の名称及び数量
京都府総合庁舎等で使用する電力調達 一式
- (2) 調達物品の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 調達期間
別添資料-1のとおり
- (4) 調達施設
京都府総合庁舎等

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5442

- (2) 入札説明書、仕様書及び一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の交付期間等
ア 交付期間

平成30年11月2日（金）から平成30年11月14日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間

- イ 交付場所

2の(1)に同じ。

なお、京都府総務部入札課ホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/info/gyosei/soshiki/017/index.html>) からダウンロードすることができる。

- (3) 入札説明書、仕様書及び申請書の交付費用 無償
- 3 入札に参加することができない者
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- 4 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格

を認定された者であること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
イ 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者

ウ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けていない者

エ 入札に参加しようとする需要施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保していない者

オ 適正な電力供給のための体制が確立されておらず、需給約款等が整備されていない者

カ 「京都府庁グリーン調達方針」別表3における判断基準を満たさない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者

(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

(2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

5 一般競争入札参加資格の確認

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。
なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

平成30年11月2日（金）から平成30年11月14日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(2) 提出場所

2の(1)に同じ。

(3) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便により提出期限内に必着のこと。

(4) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款

イ 電気事業法第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けていることを証する書類

ウ 府税納税証明書又は滞納がないことを示す書類

エ 消費税及び地方消費税の納税証明書

オ 電力供給実績調査

カ 環境配慮項目報告書

キ 取引使用印鑑届

ク 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）

ケ 電力需給約款等

コ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状

ク 宣誓書

シ 返信用封筒（第一種定形郵便物の封筒に住所及び名称又は商号を記入し、82円切手を貼付したもの）

(5) 資料等の提出

申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求められることがある。

(6) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

3及び4について審査の上、参加資格があると認定された者は、京都府総合庁舎等で使用する電力調達に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から平成31年3月31日までとする。

9 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3又は4の(1)のア、キ若しくはクに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めるときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 法人が営業の全部を譲渡したときは、営業の全部を譲り受けた法人

イ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

ウ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

10 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は法第32条第1項各号に掲げる者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

11 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

平成30年12月12日（水）午前11時

イ 場所

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課入札室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

平成30年12月11日（火）午後5時

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

ア 持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

イ 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料金、月ごとの電力量料金等の単価を設定することを条件とする。

ウ 落札の決定は、イによる単価に基づいて算定された契約期間に係る電気料金の総額の比較によって行う。

なお、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金等の積算については、入札説明書において指定する。

(3) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（電気料金の総額）に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、仕様書に定めるところにより見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 委任状を持参しない代理人による入札

オ 記名押印を欠く入札

カ 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字が誤脱し、若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者のした入札

キ 同じ入札に2以上の入札（他の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

ケ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

コ その他入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を

落札者とする。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否
要する。

12 入札保証金
免除する。

13 契約保証金
落札者は、落札金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号、第3号又は第7号に該当する場合は、免除する。

14 その他

- (1) この入札の実施については、1から13までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) この入札に係る契約については、入札書に記載した金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額によるものとする。
- (4) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased
Supply of electricity for General Government buildings of the Kyoto Prefectural, etc.
- (2) Period for submission of application documents for qualification confirmation
From 9:00 a.m. to 5:00 p.m. (except time slot from noon to 1 p.m.) from Friday 2 November, 2018 to Wednesday 14 November, 2018 (except Saturdays, Sundays and Holidays)
- (3) Date, time and place for submission of tenders
11:00 a.m. Wednesday 12 December, 2018.
Tender Division, General Affairs Department,
Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-Nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyō-ku, Kyoto, 602-8570 Japan
TEL (075) 414-5442
- (4) The deadline for tender by mail
5:00 p.m. Tuesday 11 December, 2018
- (5) For further information contact
Tender Division, General Affairs Department,
Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-Nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyō-ku, Kyoto, 602-8570 Japan
TEL (075) 414-5442

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

平成30年11月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

- (1) 調達の名称及び数量
京都府立学校等で使用する電力調達 一式
- (2) 調達物品の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 調達期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- (4) 調達施設
京都府立学校等

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課
電話番号 (075) 414-5442
- (2) 入札説明書、仕様書及び一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の交付期間等
ア 交付期間
平成30年11月2日（金）から平成30年11月14日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間

イ 交付場所

2の(1)に同じ。

なお、京都府総務部入札課ホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/info/gyosei/soshiki/017/index.html>) からダウンロードすることができる。

- (3) 入札説明書、仕様書及び申請書の交付費用
無償

3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者で、

その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者であること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
イ 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者

ウ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けていない者

エ 入札に参加しようとする需要施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保していない者

オ 適正な電力供給のための体制が確立されておらず、需給約款等が整備されていない者

カ 「京都府庁グリーン調達方針」別表3における判断基準を満たさない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者

(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

(2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

5 一般競争入札参加資格の確認

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

平成30年11月2日(金)から平成30年11月14日(水)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

(2) 提出場所

2の(1)に同じ。

(3) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便により提出期限内に必着のこと。

(4) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款

イ 電気事業法第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けていることを証する書類

ウ 府税納税証明書又は滞納がないことを示す書類

エ 消費税及び地方消費税の納税証明書

オ 電力供給実績調査書

カ 環境配慮項目報告書

キ 取引使用印鑑届

ク 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）

ケ 電力需給約款等

コ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状

サ 宣誓書

シ 返信用封筒（第一種定形郵便物の封筒に住所及び名称又は商号を記入し、82円切手を貼付したもの）

(5) 資料等の提出

申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）

を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求められることがある。

(6) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登録

3及び4について審査の上、参加資格があると認定された者は、京都府立学校等で使用する電力調達に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登録される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から平成31年3月31日までとする。

9 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3又は4の(1)のア、キ若しくはクに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 法人が営業の全部を譲渡したときは、営業の全部を譲り受けた法人

イ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又

- は合併によって設立する法人
 ウ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人
- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。
- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。
- 10 参加資格の取消し
- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は法第32条第1項各号に掲げる者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。
- (2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。
- イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
- カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

11 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時、場所等
- ア 日時
 平成30年12月12日（水）午前11時30分
- イ 場所
 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
 京都府総務部入札課入札室
- ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等
- (ア) 受領期限
 平成30年12月11日（火）午後5時

- (イ) 提出先
 2の(1)に同じ。
- (ウ) その他
 郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。
- (2) 入札の方法
- ア 持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。
- イ 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料金、月ごとの電力量料金等の単価を設定することを条件とする。
- ウ 落札の決定は、イによる単価に基づいて算定された契約期間に係る電気料金の総額の比較によって行う。
- なお、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金等の積算については、入札説明書において指定する。
- (3) 開札に立ち会う者
 開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (4) 入札書に記載する金額
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（電気料金の総額）に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、仕様書に定めるところにより見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札の無効
 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札
- イ 申請書等を提出しなかった者のした入札
- ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- エ 委任状を持参しない代理人による入札
- オ 記名押印を欠く入札
- カ 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字が誤脱し、若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者のした入札
- キ 同じ入札に2以上の入札（他の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札
- ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札
- ケ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札
- コ その他入札に関する条件に違反した者のした入札
- (6) 落札者の決定方法
 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範

圏内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 契約書作成の要否
要する。

12 入札保証金
免除する。

13 契約保証金
落札者は、落札金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号、第3号又は第7号に該当する場合は、免除する。

14 その他

- (1) この入札の実施については、1から13までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) この入札に係る契約については、入札書に記載した金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額によるものとする。
- (4) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することができる。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased
Supply of electricity for the Kyoto Prefectural schools, etc.
- (2) Period for submission of application documents for qualification confirmation
From 9:00 a.m. to 5:00 p.m. (except time slot from noon to 1 p.m.) from Friday 2 November, 2018 to Wednesday 14 November, 2018 (except Saturdays, Sundays and Holidays)
- (3) Date, time and place for submission of tenders
11:30 a.m. Wednesday 12 December, 2018.
Tender Division, General Affairs Department, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-Nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyoku, Kyoto, 602-8570 Japan
TEL (075) 414-5442
- (4) The deadline for tender by mail
5:00 p.m. Tuesday 11 December, 2018
- (5) For further information contact
Tender Division, General Affairs Department, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-Nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyoku, Kyoto, 602-8570 Japan

TEL (075) 414-5442



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

平成30年11月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量
可搬型モニタリングポスト 一式
- (2) 購入物品の特質等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限
平成31年3月20日（水）
- (4) 納入場所
京都府保健環境研究所（京都市伏見区村上町395）
南丹広域振興局南丹保健所（南丹市園部町小山東町藤ノ木21）
中丹広域振興局中丹東保健所（舞鶴市宇倉谷1350-23）

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5428

ファクシミリ番号 (075) 414-5450

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

ア 交付期間

平成30年11月2日（金）から平成30年11月28日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午

前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）に、(1)の場所に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される平成30年度における物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（平成30年京都府告示第1号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、「計測・理化学機械器具」に登録されているものであること。

(3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(4) 過去2年間に1の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、納入期限までに確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができると認められる者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2の(2)のアに同じ。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとする。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品電子調達運用基準第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

(3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先
2の(1)に同じ。

(イ) 原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/1268359158050.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

平成30年11月13日（火）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 入札期間（電子調達システムによる場合）

平成30年12月12日（水）午前8時30分から午後5時15分まで及び平成30年12月13日（木）午前8時30分から午前10時まで

イ 持参又は郵送による場合の入札書の提出期限、提出先等

(ア) 提出期限

平成30年12月12日（水）

(イ) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(ウ) その他

持参又は郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

ウ 開札日時

平成30年12月13日（水）午前10時15分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のイの(ア)の期限までに、(1)のイの(イ)の提出先に、入札書を持参（日曜日、土曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分までの間に持参するものとする。）又は郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

ウ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「可搬型モニタリングポスト 一式」の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る

課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用している入札を含む。）をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 1の(2)に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者のした入札

サ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

シ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。

7 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

8 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

9 その他

(1) 前各項に定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。

(4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

(5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

10 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be purchased
Portable monitoring post One set

(2) Bidding method
Electronic bidding system

(3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation
From 8:30 AM on Friday, November 2, 2018 to 5:15 PM on Wednesday, November 28, 2018

(4) The time, date and place for submission of tender
From 8:30 AM to 5:15 PM on Wednesday, December 12, 2018 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Thursday, December 13, 2018

Tender Division, Department of General Affairs,
Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(5) Deadline for tender by direct delivery or mail
On Wednesday December 12, 2018

(6) The time, date and place for the opening of tender
10:15 AM on Thursday December 13, 2018
Tender Division, Department of General Affairs,
Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(7) Contact point for the notice
Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan

TEL: (075) 414-5428 FAX: (075) 414-5450



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

平成30年11月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

ア 電子カルテシステム機器等 一式

イ 医事会計システム機器等 一式

ウ 薬剤管理システム機器等 一式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 納入期限

平成31年2月28日（木）

(4) 納入場所

京都府立洛南病院

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒611-0011 宇治市五ヶ庄広岡谷2番地

京都府立洛南病院事務部会計課

電話番号 (0774) 32-5900（代表）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

ア 交付期間

平成30年11月9日（金）から平成30年11月30日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）とする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

ウ 交付方法

交付期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に来院すること。

3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することができる者は、次の(1)から(7)までのいずれにも該当しない者で、5に掲げる資格審査の項目について審査し、合格と判定されたものとする。

(1) 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

(2) 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年度の4月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営

業年度に1の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績がない者

(3) 「平成28・29・30年度物品の製造の請負及び物品の買入れ等関係競争入札参加資格者名簿（一般競争入札及び指名競争入札）」の「コンピュータ・関連機器」又は「医療用機械器具」に登録され、競争入札参加者の資格を得ていない者であること。

(4) 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当するほか、次のいずれかに該当する者

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

(7) 6で定める申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされている者

5 資格審査の項目

4の一般競争入札に参加する者に必要な資格を有するかの確認

6 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、入札説明事項において示す申請書及び一般競争入札参加資格審査資料（以下「審査資料」という。）を次のとおり、京都府立洛南病院長（以下「院長」という。）に提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

ア 交付期間

2の(2)のアに同じ。

イ 交付場所

2の(1)に同じ。

ウ 交付方法

- (ア) 直接交付を受ける場合
交付期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に来院すること。
- (イ) 郵送により交付を受ける場合
交付場所宛てに返信用切手250円分を添付の上、送付先を明記した角形2号封筒を同封の上、申し込むこと。
- (2) 申請書の提出期間等
- ア 提出期間
平成30年11月22日（木）から平成30年11月30日（金）までの間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）とする。
- イ 提出場所
2の(1)に同じ。
- ウ 提出方法
提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。
- (3) 添付資料
申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。
- ア 府税、消費税又は地方消費税の納税証明書
- イ 法人にあっては審査基準日の直前2営業年度分に係る財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）、個人にあっては審査基準日の直前2営業年度分に係る所得税の確定申告書の写し
- ウ 4の(2)及び(3)に該当しないことを証明する書類
- エ 4の(5)及び(6)に該当しない旨の誓約書
- オ 権限を営業所長等に委任する場合には、法人にあっては委任状、個人にあっては委任状及び受任者の身分証明書
- (4) 資料等の提出
申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公平を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成に用いる言語
提出書類は、日本語及び日本国通貨で作成するものとする。
なお、外国貨幣を換算する場合については、出納官事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (6) その他
申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- 7 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。
- 8 参加資格を有する者の名簿への登載
資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、京都府立洛南病院電子カルテシステム機器等購入に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。
- 9 参加資格の有効期間

- 参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日の翌日から平成31年3月31日までとする。
- 10 変更届
申請書等を提出した者（8の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を院長に届け出なければならない。
- (1) 商号又は名称
- (2) 法人の所在地
- (3) 営業所等の名称又は所在地
- (4) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名
- 11 参加資格の承継
- (1) 参加資格を有する者が、次のアからエまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3並びに4の(1)、(5)及び(6)に該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると院長が認めたとときに限り、その参加資格を承継することができる。
- ア 個人が死亡したときは、その相続人
- イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
- ウ 個人が法人を設立したときは、その法人
- エ 法人が合併又は分割したときは、合併後存続する法人若しくは合併によって設立する法人又は分割によって営業を承継した法人
- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他院長が必要と認める書類を提出しなければならない。
- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。
- 12 参加資格の取消し
- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。
- (2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。
- イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたと

き又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

13 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

平成30年12月13日（木）午前10時

イ 場所

宇治市五ヶ庄広岡谷2番地
京都府立洛南病院本館2階会議室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

平成30年12月12日（水）

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は、切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

14 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

15 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

16 その他

(1) この入札の実施については、1から15までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

17 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be purchased:

- a. Electronic medical record system 1 unit
- b. Medical accounting system 1 unit
- c. Medicine management system 1 unit

(2) Period for submission of application documents for qualification confirmation:

From 9:00 a.m. to 5:00 p.m. (except time slot from noon to 1:00 p.m.) from Friday 9, November 2018 (except Saturdays, Sundays and Holidays) to Friday 30, November 2018

(3) The time, date and place for the opening of tender:

10:00 a.m. Thursday 13, December 2018

Meeting room, 2nd Floor, Kyoto Prefectural Rakunan Hospital

2, Hirookadani, Gokasho, Uji-shi, Kyoto, Japan

(4) Time-limit for tender by mail:

Wednesday 12, December 2018

(5) Contact point for the notice:

Accounting Division, Administrative Department, Kyoto Prefectural Rakunan Hospital

2, Hirookadani, Gokasho, Uji-shi, Kyoto 611-0011, Japan

TEL: (0774) 32-5900

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成30年度における随時2級の技能検定を次のとおり実施する。

平成30年11月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 実施職種

職 種	職 種
さ く 井	印 刷
鋳 造	製 本
鍛 造	プラスチック成形
機 械 加 工	強化プラスチック成形
金 属 プ レ ス 加 工	石 材 施 工
鉄 工	パ ン 製 造
建 築 板 金	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
工 場 板 金	水産練り製品製造
め っ き	建 築 大 工
アルミニウム陽極酸化処理	か わ ら ぶ き
仕 上 げ	と び
機 械 検 査	左 官
ダ イ カ ス ト	築 炉
電 子 機 器 組 立 て	タ イ ル 張 り
電 気 機 器 組 立 て	配 管
プリント配線板製造	型 枠 施 工
冷凍空気調和機器施工	鉄 筋 施 工
染 色	コンクリート圧送施工
ニット製品製造	防 水 施 工
婦人子供服製造	内装仕上げ施工
紳士服製造	熱 絶 縁 施 工
寝 具 製 作	サ ッ シ 施 工
帆布製品製造	ウエルポイント施工
布 は く 縫 製	表 装
家 具 製 作	塗 装
建 具 製 作	工 業 包 装
紙器・段ボール箱製造	

2 検定の方法

実技試験及び学科試験

3 受検手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料

職 種	金 額
さ く 井	円 17,900
鋳 造	17,900
鍛 造	17,900
機 械 加 工	17,900
金 属 プ レ ス 加 工	17,900
鉄 工	17,900
建 築 板 金	17,900
工 場 板 金	17,900
め っ き	17,900
アルミニウム陽極酸化処理	17,900
仕 上 げ	17,900
機 械 検 査	14,900
ダ イ カ ス ト	17,900
電 子 機 器 組 立 て	17,900
電 気 機 器 組 立 て	17,900
プリント配線板製造	17,900
冷凍空気調和機器施工	17,900
染 色	17,900
ニット製品製造	17,900
婦人子供服製造	14,900
紳士服製造	17,900
寝 具 製 作	17,900
帆布製品製造	17,900
布 は く 縫 製	17,900
家 具 製 作	17,900
建 具 製 作	17,900
紙器・段ボール箱製造	17,900
印 刷	17,900
製 本	17,900
プラスチック成形	17,900
強化プラスチック成形	17,900
石 材 施 工	17,900
パ ン 製 造	17,900
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	17,900
水産練り製品製造	17,900
建 築 大 工	17,900
か わ ら ぶ き	17,900
と び	17,900

左	官	17,900
築	炉	17,900
タ イ ル 張 り		17,900
配	管	17,900
型 枠 施 工		17,900
鉄 筋 施 工		17,900
コンクリート圧送施工		17,900
防 水 施 工		17,900
内 装 仕 上 げ 施 工		17,900
熱 絶 縁 施 工		17,900
サ ッ シ 施 工		17,900
ウ ェ ル ポ イ ン ト 施 工		17,900
表	装	17,900
塗	装	17,900
工 業 包 装		17,900

イ 実施期日

平成30年12月1日（土）から平成31年3月31日（日）までの間において、京都府職業能力開発協会が指定する日

ウ 実施場所

京都府職業能力開発協会から通知する場所

エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、職種によっては問題の公表に代えて問題の概要の公表を行うことがある。

(2) 学科試験

ア 受検手数料 3,100円

イ 実施期日

平成30年12月1日（土）から平成31年3月31日（日）までの間において、京都府職業能力開発協会が指定する日

ウ 実施場所

京都府職業能力開発協会から通知する場所

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 受検手数料払込みを証する当座口振込金受付証

(2) 受付期間

原則として、技能検定試験の実施期日30日前まで

(3) 提出先

京都府職業能力開発協会
〒612-8416 京都市伏見区竹田流池町121の3
京都府立京都高等技術専門学校2階

5 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、京都府職業能力開発協会が書面で通知す

る。

(2) 技能検定合格証書等の交付

合格者には、京都府知事名の合格証書を交付する。また、厚生労働大臣から、合格者に対し、技能士章を交付する。

6 その他

(1) この技能検定は、外国人を対象とした研修成果の評価又は修得技能等の認定に活用するものであり、当該検定職種に係る随時3級の実技試験及び基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第57号）第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級に合格した者に限り受けることができるものとする。

(2) 技能検定受検申請書及び受検案内は、京都府職業能力開発協会において配布する。

(3) 申請を受け付けた後は、申請を取り消し、又は受検しなかった場合であっても手数料は返還しない。

(4) 技能検定に関する問合せ先

ア 京都府職業能力開発協会

〒612-8416 京都市伏見区竹田流池町121の3
京都府立京都高等技術専門学校2階
電話（075）642-5075

イ 京都府商工労働観光部づくり推進課

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
電話（075）414-5105

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により府営土地改良事業（段ノ池地区）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業計画の利害関係人で当該土地改良事業計画について異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に書面で知事に審査請求をすることができる。

平成30年11月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 縦覧に供する書類の名称

府営土地改良事業（段ノ池地区）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成30年11月2日から平成30年11月22日まで

3 縦覧の場所

京都府南丹広域振興局農林商工部地域づくり推進室

福知山市から福知山都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

平成30年11月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊



舞鶴市から舞鶴都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

平成30年11月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

公 安 委 員 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成30年11月2日

京都府警察本部長 植 田 秀 人

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量
放射線防護資機材の点検業務 一式
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期限
平成31年2月28日（木）
- (4) 履行場所
京都府警察本部長が指定する場所

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8550 京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4
京都府警察本部総務部会計課調度係
電話075-451-9111 内線2252
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付
ア 交付期間

平成30年11月2日（金）から平成30年11月14日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）とする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

ウ 交付方法

(ア) 直接交付を受ける場合

交付期間中の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(イ) 郵送により交付を受ける場合

交付場所宛てに返信用切手250円分を同封の上、申し込むこと。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時

平成30年11月6日（火）午後2時から

イ 場所

京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4

京都府警察本部本館地下入札室

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（昭和58年京都府告示第375号）に定める競争入札参加者の資格を有する者で、「計測・理化学機械器具」に登録されているものであること。
- (3) 1の(1)の業務を履行期限までに確実に履行することができる者と認められる者であること。
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (5) 契約締結後、保守、点検、修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間等

ア 提出期間

2の(2)のアに同じ。

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合
書留郵便で提出期間内に必着のこと。

- (2) 確認通知
入札参加資格の確認結果は、別途通知する。
- (3) その他
確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時
平成30年11月21日（水）午後2時
 - イ 場所
2の(3)のイに同じ。

- (2) 入札の方法
持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

- (3) 入札書に記載する金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることとはできない。

- ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札
- ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札
- エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

- (5) 落札者の決定方法
京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

- (7) 契約書作成の要否
要する。

6 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

8 その他

- (1) この入札の実施については、1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成30年11月2日

京都府警察本部長 植 田 秀 人

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量
原動機付自転車 14台
- (2) 購入物品の特質等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限
平成31年2月28日（木）
- (4) 納入場所
京都府警察本部長が指定する場所

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8550 京都市上京区下立売通釜座東入敷ノ内町85の3、85の4
京都府警察本部総務部会計課調度係
電話075-451-9111 内線2252
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付
 - ア 交付期間
平成30年11月2日（金）から平成30年11月15日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）とする。
 - イ 交付場所
(1)に同じ。
 - ウ 交付方法
 - (ア) 直接交付を受ける場合
交付期間中の午前9時から午後5時までの間に交付する。
 - (イ) 郵送により交付を受ける場合
交付場所宛てに返信用切手250円分を同封の

上、申し込むこと。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時

平成30年11月7日（水）午後2時から

イ 場所

京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の
3、85の4

京都府警察本部本館地下入札室

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（昭和58年京都府告示第375号）に定める競争入札参加者の資格を有する者で、「車両（販売）」に登録されているものであること。

(3) 1の(1)の購入物品を納入期限までに確実に納入することができる者と認められる者であること。

(4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(5) 購入物品の検査を日本国内において行うことができ、契約担当者の検査に応じ、品質等を保証することができる者であること。

(6) 購入物品の修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間等

ア 提出期間

2の(2)のアに同じ。

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 確認通知

入札参加資格の確認結果は、別途通知する。

(3) その他

確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費

は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成30年11月22日（木）午前11時

イ 場所

2の(3)のイに同じ。

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札

ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

8 その他

- (1) この入札の実施については、1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成30年11月2日

京都府警察本部長 植 田 秀 人

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量
合格者発表装置等の賃貸借 一式
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 契約期間
平成31年3月1日から平成36年2月29日まで
- (4) 納入場所
京都府警察本部交通部運転免許試験課

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8550 京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4
京都府警察本部総務部会計課調度係
電話075-451-9111 内線2254
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付
ア 交付期間
平成30年11月2日（金）から平成30年11月13日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）とする。
イ 交付場所
(1)に同じ。
ウ 交付方法
(ア) 直接交付を受ける場合
交付期間中の午前9時から午後5時までの間に交付する。
(イ) 郵送により交付を受ける場合
交付場所宛てに返信用切手250円分を同封の上、申し込むこと。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時
平成30年11月7日（水）午前11時から
イ 場所
京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4
京都府警察本部本館地下入札室

3 入札に参加する者に必要な資格

- 入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（昭和58年京都府告示第375号）に定める競争入札参加者の資格を有する者で、「物品（レンタル・リース）」に登録されているものであること。
 - (3) 1の(1)の業務を契約期間中に確実に履行することができる者と認められる者であること。
 - (4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
 - (5) 契約締結後、保守、点検、修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間等
ア 提出期間
2の(2)のアに同じ。
イ 提出場所
2の(1)に同じ。
ウ 提出方法
(ア) 持参により提出する場合
提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。
(イ) 郵送により提出する場合
書留郵便で提出期間内に必着のこと。
- (2) 確認通知
入札参加資格の確認結果は、別途通知する。
- (3) その他
確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成30年11月27日（火）午前11時
イ 場所
2の(3)のイに同じ。
- (2) 入札の方法
持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

- (3) 入札書に記載する金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることとはできない。
ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札
ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札
エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札
- (5) 落札者の決定方法
京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 契約書作成の要否
要する。
- 6 入札保証金
免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。
- 7 契約保証金
免除する。
- 8 その他
(1) この入札の実施については、1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
(2) 詳細は、入札説明書による。



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成30年11月2日
京都府警察本部長 植 田 秀 人

- 1 入札に付する事項
(1) 印刷物の名称及び数量

- 放置車両確認標章 40,000枚
- (2) 印刷物の特質等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限
平成31年2月28日（木）
- (4) 納入場所
京都府警察本部長が指定する場所
- 2 契約条項を示す場所等
(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8550 京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4
京都府警察本部総務部会計課調度係
電話075-451-9111 内線2252
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付
ア 交付期間
平成30年11月2日（金）から平成30年11月19日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）とする。
イ 交付場所
(1)と同じ。
ウ 交付方法
(ア) 直接交付を受ける場合
交付期間中の午前9時から午後5時までの間に交付する。
(イ) 郵送により交付を受ける場合
交付場所宛てに返信用切手250円分を同封の上、申し込むこと。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時
平成30年11月6日（火）午後2時30分から
イ 場所
京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4
京都府警察本部本館地下入札室
- 3 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（昭和58年京都府告示第375号）に定める競争入札参加者の資格を有する者で、「フォーム印刷」に登録されているものであること。
(3) 1の(1)の印刷物を納入期限までに確実に納入することができる者と認められる者であること。
(4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
(5) 印刷物の検査を日本国内において行うことがで

き、契約担当者の検査に応じ、品質等を保証することができる者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間等

ア 提出期間

2の(2)のイと同じ。

イ 提出場所

2の(1)と同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 確認通知

入札参加資格の確認結果は、別途通知する。

(3) その他

確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成30年11月27日（火）午後2時

イ 場所

2の(3)のイと同じ。

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることとはできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札

ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

8 その他

(1) この入札の実施については、1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成30年11月2日

京都府警察本部長 植田 秀人

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称及び数量

指定自動車教習所職員講習業務 一式

(2) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から平成31年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書及び仕様書のとおり

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8550 京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4

京都府警察本部総務部会計課府費係

電話075-451-9111 内線2216

(2) 入札説明書及び仕様書の交付

ア 交付期間

平成30年11月2日（金）から平成30年11月13日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）とする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

ウ 交付方法

(ア) 直接交付を受ける場合

交付期間中の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(イ) 郵便により交付を受ける場合

交付場所宛てに返信用切手250円分を同封の上、申し込むこと。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時

平成30年11月6日（火）午前10時から

イ 場所

京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4

京都府警察本部本館地下入札室

3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。

ア 府税、消費税及び地方消費税を滞納している者

イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の1月1日をいう。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

エ 1の(1)の委託業務を確実に履行することができると認められる者以外の者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次の(ア)から(キ)までのいずれかに該当する者

(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(イ) 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

カ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

(2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(4) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3に規定する京都府公安委員会が認めるものであること。

5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、京都府警察本部長（以下「警察本部長」という。）に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した申請書に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2の(2)のアに同じ。

(2) 提出場所

2の(1)に同じ。

(3) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

イ 郵便により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(4) 添付書類

申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ア 法人にあつては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書、個人にあつてはその者の成年被後見人及び被保佐人でないことの証明書並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことの証明書

イ 府税納税証明書

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書
 エ 営業経歴書
 オ 法人にあっては財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等）、個人にあっては所得税の確定申告書の写し
 カ 取引使用印鑑届
 キ 権限を営業所長等に委任する場合は、委任状及び受任者の身分証明書
 ク 組織体制報告書
 ケ 役員等調書

(5) 書類等の提出
 申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する書類等の提出を求められることがある。

(6) 提出書類の作成に用いる言語
 提出書類は、日本語で作成するものとする。また、提出書類の金額については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨に換算し、記載すること。

(7) その他
 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載
 資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、1の(1)の委託業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間
 参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から平成31年3月31日までとする。

9 申請書記載事項の変更
 申請書等を提出した者（6の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を警察本部長に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称
 (2) 法人の所在地
 (3) 営業所等の名称又は所在地
 (4) 代理人
 (5) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名
 (6) 取引使用印鑑

10 参加資格の承継
 (1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3並びに4の(1)のア、オ及びカに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると警察本部長が認めたとときに限り、その参加資格を承継

することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人
 イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
 ウ 個人が法人を設立したときは、その法人
 エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人
 オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他警察本部長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し
 (1) 参加資格を有する者が、入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、当該参加資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に業務を粗雑に行い、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。
 イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
 カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後3年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

12 入札手続等
 (1) 入札及び開札の日時及び場所
 ア 日時
 平成30年12月4日（火）午前10時
 イ 場所

2の(3)のイに同じ。

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

ア 3に掲げる者又は4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

13 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

14 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号、第3号又は第7号に該当する場合は、免除する。

15 その他

(1) この入札の実施については、1から14までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。